

お申込みいただくお子さま向け保険（子ども総合保険・交通事故傷害保険）の重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）は、PDF形式で閲覧に供します。本保険はお子さまのケガ・熱中症・食中毒等による後遺障害、入院、通院や賠償責任に備えた保険です。

重要事項説明書

（契約概要・注意喚起情報）

園児総合保険・小学生総合保険・中学生総合保険・高校生総合保険・学生のための総合保険（子ども総合保険・交通事故傷害保険）

幹事保険会社：チューリッヒ保険会社

取扱代理店：総合保険センター（運営会社：株式会社フィナンシャル・エージェンシー）

本書は、引受保険会社であるチューリッヒ保険会社が作成・監修し、お客様にご案内するものです。保険契約者・被保険者（補償の対象となる方）が必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解くださいますようお願い申し上げます。また本書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細につきましては、チューリッヒ保険会社のホームページ（www.zurich.co.jp/chi）の「ご契約のしおり」をご覧ください。

契約概要

1. 商品の仕組み

約款構成

この保険は、下記を組合せた保険です。

子ども総合保険※1	天災危険補償特約・熱中症危険補償特約・細菌性食中毒等補償特約・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約※2・賠償責任補償条項の一部変更に関する特約・受託品に係る賠償責任の一部変更に関する特約・賠償事故の解決に関する特約・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約・自転車事故後遺障害保険金支払特約※3・自転車事故入院保険金および手術保険金支払特約※3・自転車事故通院保険金支払特約※3・借家人賠償責任補償特約※4・生活用動産補償特約※4
交通事故傷害保険	死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約・後遺障害保険金の追加支払に関する特約※5・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約
子ども総合保険・交通事故傷害保険共通	長期保険特約・共同保険に関する特約・インターネットによる契約に関する特約・クレジットカードによる保険料支払に関する特約

※1 子ども総合保険の「後遺障害保険金の追加支払」条項は、園児総合保険、小学生総合保険のAコース・Bコースおよび高校生総合保険の全コースに適用されます。

※2 後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金が該当となります。

※3 Aコースが該当となります。

※4 「ひとり暮らし補償」を追加の場合、該当となります。

※5 園児総合保険、小学生総合保険および学生のための総合保険（延長タイプを除く）の全コースに適用されます。

各保険の仕組み

子ども総合保険	急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをした場合に保険金をお支払いします。お申込手続き画面の「被保険者」欄にご入力された方が被保険者（補償の対象となる方）となります。
交通事故傷害保険	被保険者が、交通事故・自動車の火災等によりケガをした場合に保険金をお支払いします。

2. 補償内容

4～7ページ表にて「保険金をお支払いする場合、お支払いできない主な場合」の事由をご説明します。詳細については、チューリッヒ保険会社のホームページ（www.zurich.co.jp/chi）の「ご契約のしおり」等をご確認ください。

●育英費用は、「子ども総合保険」の育英費用保険金と、扶養者を被保険者とする「交通事故傷害保険」の死亡・後遺障害保険金で構成されています。「交通事故以外の事故」の場合、死亡または重度後遺障害が生じた場合のみお支払いします。

（注）扶養者が交通事故で被った後遺障害の程度が第2級以下の場合、以下のようなお支払いになります。

（交通事故による死亡・重度後遺障害）の金額 - 「左記以外の事故による死亡・重度後遺障害」の金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 = 支払保険金額

●重度後遺障害とは次のようなものをいいます。

- (1) 両眼が失明したもの
- (2) 咀嚼および言語の機能を全く廃したもの
- (3) 身体の著しい障害により終身常に介護を要するもの

●ケガとは急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害および、日射または熱射により身体に被った障害をいいます。

●「交通事故傷害保険」における事故とは次のようなものをいいます。

■交通事故

運行中の交通乗用具（自動車・自転車・電車・航空機・船舶等）との接触・衝突等の交通事故。またそれら運行中の交通乗用具に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故。

■駅改札内での事故

乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの間に起きた事故。

■交通乗用具の火災

交通乗用具の火災事故。

3. 保険期間

インターネットからのお申込みは、次のとおり保険始期日をお選びいただけます。保険期間の終了はお選びいただいた保険期間終了日の午後4時となります。また、保険期間が終了する3ヵ月前に保険期間終了のお知らせをご郵送いたします。

①申込日の4営業日後（金融機関営業日）

②申込日の翌月1日（ただし毎月1日の4営業日前までのお申込みの場合）

③4月1日（前年12月1日から4月1日の4営業日前までのお申込みの場合）

いずれも保険始期日の午前0時から補償がはじまります。

4. 引受条件

1) 保険の対象者（この保険の補償の対象となる方を被保険者といいます）

被保険者となる方は、保険始期日時点において満1歳以上、保険期間の末日において満23歳未満の方、または学校教育法に定める次の学校の学生および生徒（入学手続きを終えた方を含みます）に限ります。

①大学（大学院および短期大学を含みます）

②高等学校（高等専門学校を含みます）

③特別支援学校の高等部

④専修学校および各種学校（教育基本法に定める義務教育を終了した方に限ります）

専修学校・各種学校の一覧は、文部科学省のホームページ（https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332563.htm）をご覧ください。

「こども総合保険」の育英費用保険金は、お申込手続き画面の「ご契約者（扶養者）」欄にご入力された扶養者の該当事故に対して支払われます。扶養者として指定できるのは被保険者（お子さま）の親権者であり、かつ、被保険者（お子さま）の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、被保険者（お子さま）の生計を主に支えている方とします。

賠償責任補償の被保険者については、下記のとおりです。

① 本人（お子さま）

② 本人の親権者およびその他の法定監督義務者

③ 本人の配偶者

④ 本人もしくはその親権者または本人の配偶者の同居の親族

⑤ 本人もしくはその親権者または本人の配偶者の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子

⑥ ①および③から⑤までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（責任無能力者の親族に限ります）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

2) ご契約プランについて

ご契約プランをお選びいただく際には、年齢や年収等をご勘案いただいて、必要な補償額に見合った無理のないプランをお選びください。なお、保険金額は高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえてお選びください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

すでにこの保険と同種の保険金支払を受けられる他の保険契約等にもご契約の方は、両方の保険金額（補償額）を合計してご勘案ください。チューリッヒ保険会社と他社等の保険金額（補償額）の合計額によっては、ご契約をお引受けできない場合がございますことをあらかじめご了承ください。

3) 保険金額と保険料について

保険料は、保険金額と保険期間によって決定されます。各プランにおける保険金額と保険料については、お申込手続き画面の該当箇所をご参照ください。なお、保険料は保険期間を通して変わりませんが、継続契約については保険会社が特に必要と認めた場合に、主務官庁の認可を得て、将来に向かって変更される場合があります。

4) ご契約いただけないご職業について

下記のご職業の場合は、お申込み時またはご契約後を問わず、ご契約いただけませんことをあらかじめご了承ください。

テストライダー（四輪・二輪）、オートバイ・自動車等のレーサー、自転車・モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます）、

プロボクサー・プロレスラー・ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)・力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業の方。

5. 保険料の払込方法

インターネットからのお申込みは、クレジットカードでのお支払いのみとなります。クレジットカード決済日はご指定いただいたクレジットカード会員規約によります。

6. 解約返戻金の有無

解約は、まずお電話等でお申出いただきます。手続き書類をお送りしますので、解約依頼書類にご記入の上、ご返送いただきます。ご契約途中で解約された場合の返戻金は払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。特に満期近くで解約された場合の返戻金はまったくくないか、あってもごくわずかとなります。

7. 満期返戻金・配当金

この保険には、満期返戻金・配当金はありません。

保険金をお支払いする場合、お支払いできない主な場合
(こども総合保険・交通事故傷害保険)

お子さまご本人・ご家族が対象の賠償責任(国内外補償)

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金	<p>日本国内外において被保険者が次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合。</p> <p>①被保険者本人の住居用かつ保険証券記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活(注)に起因する偶然な事故</p> <p>(注)住宅以外の不動産の所有・使用・管理を除きます。</p> <p>●被保険者が破産・倒産した場合であっても、被害者が他の債権者等に優先して保険金から被害回復を受けられる先取権があります。</p> <p>被保険者については、契約概要の4.引受条件「1)保険の対象者」をご確認ください。</p> <p>【示談交渉サービス】 被保険者に日本国内で生じた事故により法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、チューリッヒ保険会社は被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(弁護士を選任を含みます)を行います。ただし下記の場合には、チューリッヒ保険会社は相手方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも相手方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。</p> <p>①被保険者が負担する損害賠償請求の総額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合 ②相手の方がチューリッヒ保険会社と直接、折衝することに同意しない場合 ③相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者がチューリッヒ保険会社への協力を拒んだ場合 ④被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合</p>	<p>損害賠償金および費用(応急手当、護送費用、訴訟費用等)の合計額を保険金としてお支払いします。</p> <p>●賠償責任補償は過失割合に基づき支払われます。</p> <p>●損害賠償金については、1回の事故につき、保険金額を限度とします。</p> <p>●賠償金額等の決定には、事前に保険会社の承認が必要です。</p> <p>●保険会社があらかじめ認めた応急手当、護送その他緊急措置に要した費用等は保険金額にかかわらずお支払いしますが、訴訟費用、弁護士報酬、または仲裁、和解もしくは調停費用については、一部お客様負担となる場合があります。</p> <p>●他の保険契約等がある場合でもお支払いすべき額をお支払いします。ただし、他の保険契約等により優先して支払われる場合または支払われた場合には、それらの合計額を差引いた額に対してのみお支払いします。</p> <p>※受託品に関して負担する損害賠償責任については、その受託品が次に掲げる間に損壊、紛失、もしくは盗取された場合に限り、保険金をお支払いします。</p> <p>①受託品が被保険者の居住の用に供される住宅内に保管されている間 ②受託品が被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間</p> <p>なお、受託品のうち、次に掲げるものは保険の対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物 ・貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物 ・自動車(被牽引車を含みます)、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます)、航空機およびこれらの付属品 ・鉄砲、刀剣その他これらに準ずる物 ・被保険者が次に掲げる運動を行なっている間の当該運動等のための用具：ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ポプスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動 ・動物、植物等の生物 ・建物(畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます) ・門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物 ・公序良俗に反する物 ・その他保険証券記載の物 <p style="text-align: right;">等</p>	<p>下記を原因とする事故により生じた損害については、保険金をお支払いできません。</p> <p>(1)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保険契約者または被保険者の故意に起因する賠償責任 ②戦争・武力行使・内乱・暴動等に起因する賠償責任 ③地震・噴火、これらによる津波に起因する賠償責任 ④核燃料物質等の放射性、爆発性等の有害な特性に起因する賠償責任 ⑤職務遂行に直接起因する賠償責任(仕事上の賠償責任。ただし、アルバイトおよびインターンシップを除きます) ⑥同一世帯の親族に対する賠償責任 ⑦自動車(バイク・原付を含みます)、航空機、船舶、銃器(空気銃を除きます)等の所有、使用または管理に起因する賠償責任(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート・自転車・身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものはお支払いの対象となります。) ⑧試合中に相手にケガを負わせた場合等、スポーツ等のルールに基づいて起きた事故 ⑨学校等が責任を負うべき事故等、被保険者の方に法律上の賠償責任が発生しない場合 ⑩被保険者の心神喪失に起因する賠償責任等 <p>(2)</p> <p>受託品を破損した場合の正当な権利を有する者に対する賠償責任については、上記①～⑩のほか、次の事由についても、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●被保険者の自動車等の無資格・酒気帯び運転中の事故(※1) ●麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での自動車等の運転中の事故 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電氣的事故または機械的的事故 ●自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由 ●屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪または雹による受託品の損壊 ●受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する賠償責任等

保険金をお支払いする場合、お支払いできない主な場合
(こども総合保険・交通事故傷害保険)

指定扶養者が対象の傷害(国内外補償)

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
育英費用保険金	被保険者(お子さま)の扶養者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じた場合。 ●扶養者とは、被保険者(お子さま)を扶養しかつ保険証券に記載された方になります。	保険金額の全額を被保険者にお支払いします。	①扶養者が死亡、または重度後遺障害の状態となったときに被保険者を扶養していない場合 ②故意・重過失 ③自殺行為・犯罪行為・闘争行為 ④自動車等の無資格・酒気帯び運転中(※1) ⑤麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での自動車等の運転中等
交通事故による死亡保険金	被保険者(お子さま)の扶養者が、交通事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。	保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ●すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	下記が原因であるケガや熱中症、下記の症状の場合には保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者、被保険者の親権者(もしくは後見人)または保険金受取人の故意または重大な過失 ②自殺行為・犯罪行為・闘争行為 ③自動車等の無資格・酒気帯び運転中(※1) ④麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での自動車等の運転中 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術やその他の医療処置(ただし保険会社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします) ⑧戦争、外国の武力行使、暴動等 ⑨核燃料物質等の有害な特性、またはその特性による事故 ⑩山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの)、スカイダイビング、ハンググライダー等の危険度の高いスポーツをしている間の事故 ⑪「自動車等およびその他の乗用具」による競技、競争、興行(練習を含みます)または試運転している間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間の事故(ただし、自転車事故は保険証券記載の「上記以外の事故(ケガ)」の保険金額をお支払いします。) ⑫頸部症候群(むちうち症)、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状等
交通事故による後遺障害保険金(※2)	被保険者(お子さま)の扶養者が、交通事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、身体の一部を失ったり重大な機能障害を残す等、後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度(第1級～第14級)に応じて、保険金額を限度に次のとおり保険金をお支払いします。 ●保険金額×4%～100%	以下は、交通事故傷害保険のみ ⑬地震・噴火、これらによる津波(ただし、地震・噴火・津波による交通事故は保険証券記載の「上記以外の事故(ケガ)」の保険金額をお支払いします) ⑭船舶に搭乗することを職務とする者(養成所の職員・生徒を含みます)が、職務または実習のために船舶に搭乗している間 ⑮航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間または当該航空機に職務として搭乗している間 ⑯グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに乗っている間 ⑰職務としての荷役作業または交通乗用具の修理・点検・整備・清掃の作業に従事中に生じた事故等

保険金をお支払いする場合、お支払いできない主な場合
(こども総合保険・交通事故傷害保険)

お子さまご本人が対象の傷害(国内外補償)

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
入院保険金	<p>被保険者(お子さま)が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガや熱中症が原因で入院した場合。</p> <p>食中毒(※4)または特定感染症(※5)を発病し入院した場合。</p>	<p>次のとおり保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入院保険金日額×入院日数 ●事故の発生の日からその日を含めて180日までを限度とします。 ●入院保険金が支払われる期間中、別の事故で新たなケガや熱中症等により入院されても重複してお支払いできません。 	<p>下記が原因であるケガや熱中症、下記の症状の場合には保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①保険契約者、被保険者、被保険者の親権者(もしくは後見人)または保険金受取人の故意または重大な過失 ②自殺行為・犯罪行為・闘争行為 ③自動車等の無資格・酒気帯び運転中(※1) ④麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での自動車等の運転中 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術やその他の医療処置(ただし保険会社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします) ⑧戦争、外国の武力行使、暴動等 ⑨核燃料物質等の有害な特性、またはその特性による事故 ⑩山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの)、スカイダイビング、ハングライダー等の危険度の高いスポーツをしている間の事故 ⑪「自動車等およびその他の乗用具」による競技、競争、興行(練習を含みます)または試運転している間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間の事故(ただし、自転車事故は保険証券記載の「上記以外の事故(ケガ)」の保険金額をお支払いします。) ⑫頸部症候群(むちうち症)、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状 等
手術保険金	<p>被保険者(お子さま)が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガや熱中症・食中毒(※4)の治療のために事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合。</p>	<p>次のとおり保険金をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①入院中に手術を受けた場合：入院保険金日額の10倍 ②上記以外で手術を受けた場合：入院保険金日額の5倍 <ul style="list-style-type: none"> ●1事故によるケガについて、1回の手術を限度とします(①と②の手術を受けた場合は、①を適用)。 ●手術とは公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為および先進医療に該当する診療行為をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な修復術、修復固定術および授動術、抜歯手術はお支払い対象となりません。 	
通院保険金	<p>被保険者(お子さま)が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガや熱中症が原因で通院した場合(往診日を含みます)。</p> <p>食中毒(※4)または特定感染症(※5)を発病して通院または往診により医師の治療を受けた場合。</p>	<p>次のとおり保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通院保険金日額×通院日数 ●通院しない場合においても、長管骨、脊柱、長管骨を含めた上下肢の3大関節部分にギブス等を常時装着したときは通院日に含めることがあります。 ●事故の発生の日からその日を含めて180日までの期間中でかつ90日分を限度とします。 ●入院保険金と重複してはお支払いできません。 ●通院保険金が支払われる期間中、別の事故で新たなケガや熱中症等で通院されても重複してお支払いできません。 ●治療を伴わない、薬剤・診断書・医療器具等の受領等のためのものは通院日に含まれません。 	<p>以下は、交通事故傷害保険のみ</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑬地震・噴火、これらによる津波(ただし、地震・噴火・津波による交通事故は保険証券記載の「上記以外の事故(ケガ)」の保険金額をお支払いします) ⑭船舶に搭乗することを職務とする者(養成所の職員・生徒を含みます)が、職務または実習のために船舶に搭乗している間 ⑮航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間または当該航空機に職務として搭乗している間 ⑯グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに乗っている間 ⑰職務としての荷役作業または交通乗用具の修理・点検・整備・清掃の作業に従事中に生じた事故 等
後遺障害保険金	<p>被保険者(お子さま)が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガや熱中症が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。</p> <p>食中毒(※4)または特定感染症(※5)を発病し発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。</p>	<p>後遺障害の程度(第1級～第14級)に応じて、保険金額を限度に次のとおり保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険金額×4%～100% 	
後遺障害(※3)の追加補償(※3)	<p>後遺障害保険金をお支払いした場合に、ケガを被った日からその日を含めて180日を経過して、かつ、生存している場合に、お支払いした後遺障害保険金に所定の倍率を乗じた額を追加してお支払いします。</p>		<p>特定感染症に関する保険金(後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金・葬祭費用保険金)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①故意・自殺行為・犯罪行為・闘争行為による特定感染症の発病 ②地震・噴火、これらによる津波・戦争・暴動等による特定感染症の発病 ③保険始期日から10日以内の特定感染症の発病 ④特定感染症による死亡(死亡による葬祭費用保険金はお支払いします)・手術 等
葬祭費用保険金	<p>特定感染症(※5)を発病し発病の日からその日を含めて180日以内に、発病の直接の結果として死亡した場合。</p>	<p>保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して300万円を限度にその費用の負担者にその実費をお支払いします。</p>	

保険金をお支払いする場合、お支払いできない主な場合
(こども総合保険)

「ひとり暮らし補償」を追加の場合(国内のみ補償)

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
借家人賠償責任保険金	<p>被保険者(お子さま)が、借用・使用する(注)借戸室を火災・破裂・爆発により損壊した場合、借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合。 (注)賃借名義人が被保険者(お子さま)でない場合についても補償されます。</p> <p>●被保険者が破産・倒産した場合であっても、被害者が他の債権者等に優先して保険金から被害回復を受けられる先取特権があります。</p>	<p>1事故につき保険金額を限度として、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計額を保険金としてお支払いします。</p> <p>●賠償金額等の決定には事前に保険会社の承認が必要です。</p> <p>●賠償金は過失割合に基づき支払われます。</p> <p>●示談交渉はお客様に進めていただきますが、必ず保険会社とご相談ください。</p> <p>●他の保険契約等がある場合でもお支払いすべき額をお支払いします。ただし、他の保険契約等により優先して支払われる場合または支払われた場合には、それらの合計額を差引いた額に対してのみお支払いします。</p>	<p>前記、賠償責任保険金の「保険金をお支払いできない主な場合」の①～⑦および⑩のほか、下記が原因の場合は保険金をお支払いできません。</p> <p>●借戸室の改築・増築・取りこわし等の工事</p> <p>●貸し主に借戸室を引き渡した後に発見された損壊による賠償責任 等</p>
生活用動産保険金	<p>被保険者(お子さま)が所有している生活用動産が火災・爆発・破裂・盗難等の偶然な事故によって損害を受けた場合(建物外に持ち出している間も補償されます)。</p> <p>次のものは生活用動産に含まれません。</p> <p>●通貨、有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、航空券、切手、貴金属、美術品、眼鏡、義肢、ハングライダー、ウィンドサーフィン、アクアリング、船舶、自動車(バイクを含みます)、動植物等。</p> <p>●親族の居住する建物内に所在する生活用動産。</p>	<p>保険期間中(長期契約の場合には各保険年度)の保険金額を限度として、損害額をお支払いいたします。</p> <p>●損害額のうち、被保険者(お子さま)の免責金額(自己負担額)は次のとおりです。</p> <p>火災・落雷・破裂・爆発の場合：なし</p> <p>盗難の場合：10万円</p> <p>その他の場合：1万円</p> <p>※盗難事故が発生した場合には、必ず警察に届出をお願いします。</p>	<p>下記を原因とする損害については、保険金をお支払いできません。</p> <p>①故意または重大な過失</p> <p>②置き忘れ、紛失</p> <p>③自然消耗、性質によるさび・かび・変色・欠陥</p> <p>④電気的事故・機械的事故(故障等)</p> <p>⑤汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損傷</p> <p>⑥台風、暴風雨、洪水等の風水災(火災を除きます)</p> <p>⑦地震・噴火・津波・戦争・暴動等 等</p>

- ※1 酒気帯び運転中とは、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間をいいます。
- ※2 各保険年度中にお支払いする死亡保険金と後遺障害保険金の合計は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
- ※3 後遺障害保険金の追加補償は、ご契約によっては対象とならないコースもあります。
- ※4 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を補償します。その主なものとしては、サルモネラ菌、黄色ブドウ球菌、腸炎ヒブリオ、ノロウイルス、A型肝炎ウイルス等があります。
- ※5 特定感染症危険補償特約では、『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』における次の1類から3類の感染症、指定感染症*1または『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症*2について補償されます。

1 類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
2 類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスに限り）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスに限り）、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9 に限り）
3 類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157 等）、腸チフス、パラチフス

*1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき1類感染症、2類感染症または3類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り。

*2 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り）であるものに限り。

「特定感染症危険補償特約」の規定に従い補償される特定感染症による中毒症状に対しては、「細菌性食中毒等補償特約」から重複して保険金は支払われません。

引受保険割合一覧

プラン	コース名	こども総合保険				交通事故傷害保険		
		チューリッヒ保険	損害保険 ジャパン	チャブ保険	東京海上日動	チューリッヒ 保険	損害保険 ジャパン	チャブ保険
園児総合保険	Aコース	100.0%	—	—	—	46.0%	29.0%	25.0%
	Bコース・Cコース	56.0%	20.0%	6.0%	18.0%			
小学生総合保険	Aコース	100.0%	—	—	—	46.0%	29.0%	25.0%
	Bコース・Cコース	56.0%	20.0%	6.0%	18.0%			
中学生総合保険	Aコース	100.0%	—	—	—	46.0%	29.0%	25.0%
	Bコース・Cコース	56.0%	20.0%	6.0%	18.0%			
高校生総合保険	Aコース	100.0%	—	—	—	46.0%	29.0%	25.0%
	Bコース・Cコース	56.0%	20.0%	6.0%	18.0%			
学生のための総合保険 (延長タイプ含む)	Aコース	100.0%	—	—	—	46.0%	29.0%	25.0%
	Bコース・Cコース	56.0%	20.0%	6.0%	18.0%			

注意喚起情報

1. ご契約の取消について(クーリングオフ)

クーリングオフとは、お申込人または保険契約者が、お申込みから一定期間であれば、ご契約の撤回等が行える制度です。しかしながら、本契約はインターネットによる契約に関する特約を付帯した契約であるため、クーリングオフの適用対象外となっておりますので、あらかじめご了承ください。なお、万一、保険始期日前にご契約の取消をされる場合は、取扱代理店までご連絡ください。手続き書類をお送りします。

2. 契約締結時における主な注意事項

1) ご契約時に重要な事項をお申しいただく義務(告知義務)について

お申込手続き画面に★印を付けた記載事項(告知事項)について知っている事実がご入力されていない場合または事実と異なっている場合には、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがあります。その他の記載事項も含め、お申込手続き画面のご入力にあたっては十分ご注意ください。なお、この保険の告知事項は、ご契約されている「他の保険契約等」となります。

「他の保険契約等」とは、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、所得補償保険、積立普通傷害保険、積立家族傷害保険、積立ファミリー交通傷害保険等の傷害保険等、この商品と補償内容が全部または一部が同じ保険契約・共済契約をいいます。

2) 死亡保険金受取人について

死亡保険金受取人は、法定相続人となります。

3) 重大事由によるご契約の解除について

以下に該当する場合、この契約および特約を解除することがあります。また、これらの場合には保険金の全部または一部をお支払いいたしません。

- ・故意に損害等を発生させた場合
- ・保険金の請求について詐欺を行った場合
- ・保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・複数の保険契約を締結されることで保険金額等の合計が著しく高額となる場合 等

4) 補償の重複について

次表の特約等のご契約にあたり、補償内容が同様の保険契約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます）が複数ある場合、補償が重複することがあります。この場合、特約の対象となる事故が起こったときはどの保険契約からでも補償されますが、いずれかの保険契約からは保険金が支払われない場合があります。なお、本商品はセットプランのみの販売となるため、万一補償範囲が重複する場合でも、その補償のみを削除することができませんので、あらかじめご了承の上、お申込みください。

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
こども総合保険の賠償責任補償	自動車保険の個人賠償責任危険補償特約
こども総合保険の育英費用補償	傷害保険の育英費用補償特約

3. 契約締結後における主な注意事項

ご契約後にご契約内容の変更が生じた場合には、すみやかにご連絡ください。

1) ご職業・職務の変更(通知義務)について

ご契約後、被保険者（お子さま）が職業・職務を変更した場合（就職・退学したときも含みます）は、すみやかにご通知ください。ご職業・職務の変更に伴う追加保険料をお払込みいただくことが必要な場合に、ご通知がないときまたは必要な追加保険料のお払込みがないときは、お支払いする保険金を削減することがありますことをあらかじめご了承ください。

- 変更のご通知をいただく前にケガをされた場合、その原因がご職業・職務の変更に関係ない場合は、通常通り保険金をお支払いします。
- 変更されたご職業・職務が、契約概要の4. 引受条件「4) ご契約いただけないご職業について」に記載したご職業に該当する場合は、ご契約を解除させていただくことがあり、この場合、すでにケガをされていても保険金をお支払いできません。

2) 保険契約者の住所について

ご契約後、保険契約者が、お申込み時の住所を変更した場合は、すみやかにご通知ください。

3) 被保険者（お子さま）の氏名について

ご契約後、被保険者（お子さま）が婚姻等によりお申込み時の氏名を変更した場合は、すみやかにご通知ください。

4) 扶養者について

あらかじめご指定いただいた扶養者が変更となる場合、または被保険者（お子さま）が独立して生計を営むようになったときは、すみやかにご通知願います。

- 1)、4)の場合は、育英費用補償条項部分につき保険料をお返しできる場合がありますので、すみやかにご連絡ください。

4. 契約の解除等について

保険料のお支払いがない場合、契約が解除となることがあります。また、その場合いかなる傷害（ケガ）・事故に対しても、保険金等をお支払いできません。

5. 解約と解約返戻金

解約は、まずお電話等でお申し出いただきます。手続き書類をお送りしますので、解約依頼書類にご記入の上、ご返送いただきます。ご契約途中で解約された場合の返戻金は払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。特に満期近くで解約された場合の返戻金はまったくないか、あってもごくわずかとなります。

6. 損害保険契約者保護機構について

引受保険会社の経営が破綻した場合等保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金・返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が消滅されることがあります。経営破綻に陥った場合、この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となります。保険期間1年を超える場合は保険金・返戻金の90%が保護されます。保険期間1年以内の場合、返戻金についてはその80%が保護され、保険金については破綻後3ヵ月間はその全額が、それ以降はその80%が保護されます。

7. 共同保険について

この保険契約は、お申込手続き画面記載の引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社はそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の権利を有し、義務を負います。幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。保険の引受割合は8ページの「引受保険割合一覧」表のとおりです。

8. 個人情報の取扱いに関するご案内

1) お知らせいただいた情報の利用目的について

お客様からいただいた情報は、お申込みの保険に係る引受、適正な保険金の支払い、お問合せやご依頼への対応のため引受保険会社に提供されるほか、総合保険センターから、ご家族の健全な日常生活に関わる各種リスク情報サービス等、生活に役立つ情報のご提供を差し上げることがあります。お客様が情報サービスの提供をご希望されない場合は、取扱代理店までお申出ください。以降、情報サービスを中止させていただきます。

2) お知らせいただいた情報の提供について

次の場合を除いて、あらかじめお客様の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先等に提供する場合
- (3) 不正または不当な保険契約の申込みおよび保険金請求を防止するために必要な場合
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (5) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (6) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

総合保険センター、またそれぞれの提携先企業等の一覧、総合保険センターにおける個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、総合保険センターにおける個人情報の取扱いについては、総合保険センターホームページ (<https://www.sougouhoken.jp>) をご覧ください。

3) 幹事保険会社への個人情報の提供について

総合保険センターは、幹事保険会社(チューリッヒ保険会社)に本契約申込に関する個人情報を提供します。また、チューリッヒ保険会社における個人情報の取扱いは以下のとおりとなります。

●保険会社の個人情報の取扱いについて(プライバシーポリシー)

本保険契約に関する個人情報は、チューリッヒ保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、チューリッヒ保険会社が他の商品・サービスの提供のために利用することがあります。また、前述の利用目的の達成に必要な範囲内、業務委託先、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険会社等に提供することがあります。詳しくは、チューリッヒ保険会社のホームページ(www.zurich.co.jp)をご覧ください。

9. ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。

確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明な点は、チューリッヒ保険会社にお問合せください。

(注)具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者、保険金額、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

10. 保険金をお支払いする事由が発生した場合の連絡先

保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記にご連絡ください。

取扱代理店 総合保険センター	
事故受付専用ダイヤル	0120-727-889 (通話料無料)
受付時間	午前10時～午後6時 土・日・祝日除く(水曜日は午後3時まで)

1) 事故の通知について

事故の発生の日から30日以内にご通知がない場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。なお、事故発生の際に保険契約および保険金請求に関する事故について、損害保険会社等の間で確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

2) ご注意いただきたい点

あらかじめチューリッヒ保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金を支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合には、遅滞なくチューリッヒ保険会社に通知してください。

3) 保険金のお支払い時期について

チューリッヒ保険会社は保険金の請求(手続)完了日から、その日を含めて30日以内に必要な事項の確認をした後、保険金をお支払いします。ただし、保険金のお支払いに関して特別な照会または調査が必要な場合、30日を超過することがあります。その際は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を、チューリッヒ保険会社から通知いたします。

1.1. 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

商品に関するお問合せ先

取扱代理店 総合保険センター	
お問合せダイヤル	0120-873-945 (通話料無料)
受付時間	午前10時～午後6時 土・日・祝日除く(水曜日は午後3時まで)

書面での約款送付を希望される場合は総合保険センターまでご連絡ください。

●お客様とチューリッヒ保険会社との間で紛争を解決できない場合(チューリッヒ保険会社の契約する指定紛争解決機関)

チューリッヒ保険会社は、法律で定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。チューリッヒ保険会社との間で紛争を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。

一般社団法人保険オンブズマン TEL: 03-5425-7963

受付時間: 午前9時～12時、午後1時～5時(土日祝・年末年始は除く)

ホームページ: www.hoken-ombs.or.jp

お申込み内容チェックシート(意向確認書)

この意向確認書はお申込みいただく保険商品がお客様のご意向(ニーズ)に合致した商品であることを確認いただくためのものです。下記内容を十分ご確認ください、お客様のご意向(ニーズ)に合致しておりましたら、お申込手続き画面に必要事項をご入力いただき、お申込みくださいますよう、お願い申し上げます。

保険種類	こども総合保険・交通事故傷害保険
主な補償内容	以下は主な補償内容です。詳しくは「WEBサイト」または「保険証券」でご確認ください。
	・お子さまのケガ・熱中症・食中毒等による後遺障害・入院・手術・通院補償
	・お子さまが特定感染症により亡くなられた場合の葬祭費用補償
	・扶養者が万一のときの育英費用補償
・法律上の賠償責任を負われた場合の補償	
この商品では補償されない主な内容	病気(熱中症・食中毒・特定感染症を除く)の補償
満期返戻金・配当金	この商品には満期返戻金・配当金はありません。
保険料・保険金額・保険期間	「WEBサイト」または「保険証券」をご確認ください。

- 今回ご案内する保険商品は、補償内容、保険金額を限定してご案内するものです。もし、お客様のご意向(ニーズ)に沿わない場合にはお申込みいただけません。また、ご案内した商品以外の内容ではお引受けすることができません。ご不明な点等がございましたら弊社までご連絡ください。
- 重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)には保険金をお支払いする場合と、お支払いできない主な場合等、商品内容の詳細が記載されておりますので、お申込みの際にこの意向確認書と一緒にご確認ください。
- お申込みいただいた場合、この意向確認書はお客様のご意向の記録となります。

本書面作成責任者: チューリッヒ保険会社 AKKK-24001